

柏崎市発注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領

平成24年7月17日 伺定

最終改正 令和7年4月 1日 伺定

(趣旨)

第1条 この要領は、公正な競争の促進・透明性の確保の観点から、柏崎市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）の入札・契約の過程における苦情及び柏崎市が行った指名停止措置に係る苦情等を適切に処理する手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする建設工事及び指名停止措置)

第2条 この要領において「市発注工事」とは、柏崎市が発注する予定価格が200万円を超える建設工事とする。

2 この要領で対象とする指名停止措置は、柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）及び措置要領第8条の警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）とする。

(一次苦情の申立て)

第3条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札において入札参加資格申請書類を提出した者で入札参加資格を認められなかったものにあつては、公表された非認定の理由等を踏まえ、入札参加資格があるとの申立てをできるものとする。
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、指名されなかった者にあつては、公表された指名理由等を踏まえ、指名されることが適切であるとの申立てをできるものとする。
- (3) 随意契約において、当該契約と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、契約の相手方として選定されなかった者にあつては、公表された選定理由等を踏まえ、相手方として選定されることが適切であるとの申立てをできるものとする。
- (4) 指名停止及び警告等を受けた者にあつては、当該措置についての苦情

申立てをできるものとする。

(一次苦情の申立ての方法)

第4条 前条各号に規定する苦情の申立ては、それぞれ次の方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に規定する申立ては、当該入札結果の公表日から起算して7日以内に、市長に対して、苦情申立書（別記第1号様式）を提出することにより行う。
- (2) 前条第3号に規定する申立ては、当該見積結果の公表日から起算して7日以内に、市長に対して、苦情申立書を提出することにより行う。
- (3) 前条第4号に規定する申立ては、指名停止については当該指名停止の期間内に、警告等については当該警告の日から起算して7日以内に、市長に対して、苦情申立書を提出することにより行う。

(一次苦情の申立てに対する回答)

第5条 市長は、前条各号に規定する苦情の申立てを受けた場合にあつては、申立期間の最終日の翌日から起算して7日以内に、苦情申立者に対して、苦情申立てに対する回答書（別記第2号様式）により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

(一次苦情の申立ての却下)

第6条 市長は、申立てが第3条各号に定める要件のいずれにも該当しないとき、第4条各号に定める方法によらないとき、又はその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、前条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。

- 2 前項に規定する却下は、申立てを受けた日から起算して7日以内に、苦情申立却下通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(再苦情の申立て)

第7条 回答書を受理した者で当該回答書による市長の説明等に不服のあるものは、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情の申立ての方法)

第8条 再苦情の申立ては、回答書を受理した日から起算して7日以内に、

市長に対して、再苦情申立書（別記第4号様式）を提出することにより行うものとする。

（入札監視委員会における意見聴取）

第9条 市長は、前条の再苦情の申立てを受けた場合にあっては、速やかに、新潟県柏崎市入札監視委員会設置条例（平成24年条例第8号）の定めるところにより設置されている柏崎市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に対して、当該申立てに係る市の対応案の妥当性について意見を求めるものとする。

（再苦情の申立てに対する回答）

第10条 市長は、委員会の審議を踏まえた上で、委員会から審議の結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内に、申立者に対して、再苦情申立てに対する回答書（別記第5号様式）により回答するものとする。

2 前項に規定する回答に当たって、再苦情の申立てを認めるときは、その旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を回答書に付すものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第11条 市長は、申立てが第7条に定める要件に該当しないとき、第8条に定める方法によらないとき、又はその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、前2条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。

2 前項に規定する却下は、申立てを受けた日から起算して7日以内に、再苦情申立却下通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（事務処理）

第12条 この要領に定める事務は、財務部契約検査課が行うものとする。

（期間の計算）

第13条 この要領に定める期間の計算に当たっては、新潟県柏崎市の休日定める条例（平成元年条例第31号）第1条に規定する休日に該当する日を除くものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

柏崎市長 様

苦情申立者の住所・氏名

〔 苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。 〕

苦情申立書

柏崎市発注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第3条及び第4条の規定により、下記のとおり苦情の申立てをします。

記

- 1 苦情申立ての対象工事
- 2 苦情申立ての内容及びその理由

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

苦情申立者の住所・氏名 様

〔 苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の
所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。 〕

柏崎市長



苦情申立てに対する回答書

年 月 日付けで貴職より申立てのあつた件について、柏崎市発注
工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第5条の規定により、下記のと
おり回答します。

なお、この回答に不服のある場合は、同要領第7条及び第8条の規定に基づ
き、この回答書を受理した日から起算して7日以内に、再苦情の申立てを行う
ことができます。

記

- 1 苦情申立ての対象工事
- 2 苦情申立てに対する回答及びその理由

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

苦情申立者の住所・氏名 様

〔 苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の
所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。 〕

柏崎市長



苦情申立却下通知書

年 月 日付けで貴職より申立てのあつた件については、柏崎市発
注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第6条の規定により、却下し
ます。

記

1 苦情申立ての対象工事

2 苦情申立てを却下する理由

年 月 日

柏崎市長 様

苦情申立者の住所・氏名

〔苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。〕

再苦情申立書

柏崎市発注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第5条の規定により、 年 月 日付け 第 号で貴職より回答のあった件について、その内容に不服があるので、同要領第7条及び第8条の規定により、下記のとおり再苦情の申立てをします。

記

- 1 再苦情申立ての対象工事
- 2 再苦情申立ての内容（不服のある事項）及びその理由

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

再苦情申立者の住所・氏名 様

〔 苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の
所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。 〕

柏崎市長



再苦情申立てに対する回答書

年 月 日付けで貴職より申立てのあつた件について、柏崎市発注
工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第10条の規定により、下記の
とおり回答します。

記

- 1 再苦情申立ての対象工事
- 2 再苦情申立てに関する回答及びその理由、これに伴つて講じようとする措置の概
要（再苦情の申立を認めない場合にあつては、「講じようとする措置の概要」は記載不要のこと。）

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

苦情申立者の住所・氏名 様

〔 苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の
所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと。 〕

柏崎市長



再苦情申立却下通知書

年 月 日付けで貴職より申立てのあつた件については、柏崎市発
注工事及び指名停止等措置に関する苦情処理要領第11条の規定により、却下
します。

記

- 1 再苦情申立ての対象工事
- 2 再苦情申立てを却下する理由